

長浜市内遺跡発掘調査重機使用賃借業務 仕様書

業務番号：令和6年度 長生学第2号

業務名称：長浜市内遺跡発掘調査重機使用賃借業務

業務場所：長浜市内

1 本仕様書は、発注者が実施する長浜市内の埋蔵文化財調査にかかる重機掘削及び残土移動・埋戻し等業務を行うものである。

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 埋蔵文化財調査での重機（埋文調査用バケット）による掘削・残土移動・埋戻し等作業。
- (2) 埋蔵文化財調査現場への重機の回送作業。回送は搬入と搬出をそれぞれ1回と数えるものとする。1日に2か所以上、場所を変えて埋蔵文化財調査を行う場合には、それぞれの移動を1回と数えるものとする。

4 予定数量

- | | |
|---|--------|
| (1) バックホウ（0.25m ³ 以下、オペレーター付き） | 1台×47日 |
| バックホウ（0.45m ³ 、オペレーター付き） | 1台×5日 |
| (2) 回送 | 104回 |

※上記の予定数量は、これを保証するものではない。

5 支払方法

- (1) 受注者は、月ごとに前月分の実績数量を発注者に報告し、実績数量に応じた請求書を発行する。
- (2) 請求金額は、契約単価に実績数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。
- (3) 発注者は、月ごとに適法な請求書を受領した日から30日以内に、請求金額を支払う。

6 その他

- (1) 契約期間中に複数回の発掘調査を実施する。
- (2) 重機・回送の予定数量は、これを保証するものではない。
- (3) 契約単価には運転手の工賃、修理費及び燃料、潤滑油等消耗品、搬入搬出にかかる敷鉄板など諸費用、土砂などの汚れによる汚損の洗浄や修復に係る全費用を含むこととする。
※キャタビラについては、ゴム製キャタビラの使用が望ましい。万が一、重機の搬入出で道路等の破損があった場合については、受注者の責任であるため、受注者がその責を負うこととする。
- (4) その他、仕様書に記載していないことは、発注者と協議し作業にあたる。

7 留意事項

- (1) 掘削に使用する重機は、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型建設機械とする。
- (2) 電気設備等の地上施設及び地下埋設物の有無について、現地での事前確認を行い、発注者と十分確認を行なったうえ着手しなければならない。
- (3) 重機等による粉塵等の悪影響は、極力少なくするように努めなければならない。
- (4) 地上施設及び地下埋設物を破損しないよう十分注意しなければならない。万一、作業中に損害を与えた場合は、受注者において復旧するものとする。
- (5) 搬入・搬出は受注者の責任で行い、必要に応じて敷鉄板などを用意すること。
- (6) 受注者は、掘削を開始するに当たっては、調査担当者（以下「担当者」という。）の指示を受けなければならない。また、指示された掘削を完了したときは、速やかに担当者に報告し、新たに指示を受けなければならない。
- (7) 受注者は、前号の指示に基づいた掘削作業中であっても、遺物・遺構が検出された場合は、直ちに掘削を中断し、担当者に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
- (8) 降雨、その他諸般の事情により作業に支障のある場合は、担当者の指示に従わなければならない。
- (9) 使用する重機はバックホウを標準とし、バケットの爪を鉄板で覆ったうえで、遺構及び遺物包含層を乱さないよう慎重に掘削しなければならない。（埋蔵文化財調査用バックホウのバケット仕様図参照）
- (10) 重機等の運転に際しては、受注者は、安全管理に十分注意しなければならない。
- (11) 埋め戻しについては、受注者は、現場の環境保全に留意するとともに、砂塵及び残土の飛散等、第三者から苦情の生じないよう万全に措置を講じるものとする。
- (12) 稼働時間は、午前9時から午後5時までの間とし、期日は発注者の指示によるものとする。
- (13) 発注者は、重機等の使用についての作業日を受注者に1週間前までに伝える。受注者は作業指定日の都合が合わないときは、下請け発注を可とする。

埋蔵文化財調査用バックホウのバケット仕様図

*注意事項

- 1 ツース（爪）を鉄板で覆うこと。
 - (1) 鉄板の刃部をツースより外方に出す。
 - (2) 鉄板の幅はバケットと同寸法とする。
 - (3) 鉄板とバケットの間にすき間をあけない。
- 2 サイドカッターを外すこと。
- 3 ノリバケットの使用も可能。

